

平成28年度第1回岡崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事録

日 時：平成28年4月19日（火）午後1時30分～午後3時10分

場 所：岡崎市役所東庁舎2階大会議室

出席委員：10名

根来民子（会長）、古田学（副会長）、糸洲朝久、今西洋子、大岩みちの、
佐々木公麿、塩澤美穂子、鈴木修、本田康英、牧野正高

欠席委員：なし

事務局等：14名

傍聴者：なし

1 開会

2 事務局職員紹介

3 議事

（1）第1号議案「こども発達センターの理念・方針について」

（2）報告1「早期支援システムについて」

（3）第2号議案「岡崎市母子・父子福祉センター条例の廃止について」

（4）報告2「平成28年度の主要・新規事業について」

ア 保育園園舎整備事業

イ 利用者支援事業

ウ 子育て支援情報発信業務「子育て応援すくすくメール」

4 閉会

《主な質疑、意見など》

議事に先立ち、会長指名により議事録署名者を大岩、鈴木委員へ依頼

議事 1 第 1 号議案「こども発達センターの理念、方針について」

事務局から資料により審議内容について説明

委員：目標については異存ありません。ハード面の整備は進むのですが、質の高い支援を提供するためには、医師を始めとする支援者・関係者が重要だと思えます。先の話だと思えますが、中身についてもしっかりと考えていただきたい。

会長：こども発達センターの整備に当たっては、さまざまな検討委員会や審議会などが錯綜しており、「理念づくり」「システムづくり」「実際の現場」が分かれていってしまうことが危惧されます。質の高い支援を提供していくため、それらがバラバラにならないように、児童福祉専門分科会として、皆さんの現場の意見を集約し、システムづくりに反映できるように、意見を伝えていきたいと考えています。

委員：目標案の保護者についてですが、これまでの経験から、小児科医からの自閉症などの診断を受け、保護者が抱えていたもやもやとしたものを払拭し、子どものためにと前向きになったとき、保護者の親としての成長を感じます。「子どもの成長を喜び、自分自身も学びを深め、充実した生活を送る」というような、保護者自身の成長についての文言も加えていただければと思います。

また、読点があるが句点がないというのは、日本語として違和感があります。その他、「ともに」と「共に」など、表現は統一してほしいです。

事務局：「保護者の学び」という視点については、児童福祉分科会の意見として承ります。文章表現については、適宜修正します。

委員：理念の中に、「発達に心配のある子」と「そうでない子」とあえて分けて2つ並べてある意図を教えてください。「そうでない子」が書いてあるのは、子育て不安に対応するということなのですか。

また、「ネットワークを構築し、切れ目のない支援」とあるが、具体的にどのようなことを考えているのですか。「切れ目のない」とはどういう意味でしょうか。「切れ目のない」という言葉には一生という意味とも取れますが、子どもたちの一生について、センターがどのように関わっていくことになるのか教えてください。

事務局：こども発達センターは、全ての子どもを対象としてしまうと、対象が大きくなりすぎてしまうため、対象は、発達に心配のある子に限定しています。

ただ、これまで理念の検討を進める過程において、障害者基本法にもある「わけへだてなく」という部分を表現するため、今の文言になっております。他に適切な表現があればぜひ御教示いただきたい。

また、「切れ目のない支援」という言葉についてですが、現状、各機関はそ

れぞれ役割を果たしていると認識していますが、そのつなぎの部分を丁寧に行い、ネットワークを構築する必要があると感じています。今後、そのつなぎの部分の懸案事項を解消するため、早期支援システムを構築していきます。

子どもの一生への関わりという点についてですが、こども発達センターは、医療の部門は就学前まで、相談の部門は18歳までを対象と考えています。そこから先は、障がい者の基幹相談センターに上手につないでいくことを考えています。

会 長：こども発達センターのコンセプトは発達に心配のある子の支援であるのだから、主語は「発達に心配のある子」であると思います。その辺りの文章表現を適切にしていきたい。

事務局：「わけへだてなく」というところを表現するために今の形となっていますが、適切な表現となるよう再度検討します。

委 員：保育園から学校にあがるときというのが、切れ目になりやすいポイントだと思えますが、岡崎市ではどのような取組をしていますか。

事務局：就学時のつなぎについては、保育要録により行っていますが、特に配慮が必要な児童については、個別の書類を作成し、情報の伝達を行っています。発達センターの稼働後は、そのつなぎの部分をより適切に行えるよう、関係機関での検討をすすめていきたい。

会 長：就学という部分では教育委員会という別の機関との関係になります。その辺りのコーディネートを発達センターがうまく担っていただければと思います。

委 員：「わけへだてなく」というニュアンスであれば、「発達に心配のある子も」という表現にしてみてもはどうでしょうか。また、「切れ目ない」が一生を指すものでないとするならば、「つながりのある支援体制」という言葉がよりわかりやすいのではと思いました。

委 員：既に発達の支援が必要なことがわかっているお子さんたちには、発達センターとして今後どのように関わっていくのですか。

事務局：こども発達センターだけでなく、様々な機関が連携し、市全体で発達に心配のある子どもたちをフォローすることを考えています。今すでに各機関で支援を受けているお子さんへの対応については、早期支援システム検討委員会の中でも懸案事項として挙げられると思われるため、今後検討していくことになると思います。

会 長：今、支援を受けている子どもたちも全て発達センターがフォローするということになると、センターはパンクしてしまうでしょう。

様々な意見が出てきましたが、本分科会の審議結果としましては、ここまで出てきました意見を付けて、一部修正の上、承認という形にしたいと思えますがよろしいでしょうか。

委 員：異議なし

会 長：異議なしと認めます。その旨を報告させていただきます。

議事 2 報告 1 「早期支援システムについて」

事務局から資料により報告内容について説明

会 長：児童福祉専門分科会を代表し、早期支援システム検討委員会に参加します。委員の皆さんの意見を集約し、検討会に提出したいと考えていますので、協力をお願いします。

議事 3 第 2 号議案「岡崎市母子・父子福祉センター条例の廃止について」

事務局から資料により審議内容について説明

会 長：もともと母子・寡婦を対象としていた施設であり、現状の利用実態としても、いちょうの家の分館のような形で活用されていることから、母子・父子福祉センター条例を廃止し、母子生活支援施設の一部に位置付けること自体には大きな影響はないと思われます。

ただし、父子世帯を支援する機関がなくなることから、市がどのように父子の支援に取り組んでいくのか教えてください。

事務局：家庭児童課では、母子・父子ともに「ひとり親家庭」という形で支援を行っています。母子・父子福祉センターが、いちょうの家の分館となっても、いちょうの家の地域福祉事業として、母子だけでなく父子も対象としたアウトリーチ型の支援を行うことができないか、検討していただけるようお願いしていきたいと考えています。

会 長：父子支援も（2 現状と廃止後の対応の）3 番目の子育て支援や地域福祉事業等に含めるということですか。

事務局：今後、父子家庭での子育てについて、要望やニーズがあればアウトリーチ事業という形で展開したいと考えています。

会 長：ひとり親家庭のうち、父子家庭が 1 割を超えている状態です。父子家庭からのニーズは出にくいですが、現場では、例えば病児保育などは、母子家庭よりも父子家庭の方が必要としているし、栄養面・料理などは父子家庭に具体的な支援が必要であると思います。

一般的に父子家庭は母子家庭に比べ、経済的には問題が少ないですが、支援ニーズが無いわけではなく、お父さんはニーズを表に出しにくいから顕在化しにくい。そういった状況を考えて支援を行う必要があるでしょう。

委 員：母子・父子福祉センターへの相談件数は少ないですが、年間数件はある状況です。相談業務について今後は家庭児童課に集約されるとのことですが、母子・父子福祉センターで相談されていた内容については、家庭児童課で対応できるものですか。困る人が出てくることはないですか。

事務局：相談内容は、生活の困窮、援助やお子さんについての相談であり、家庭児童課で受けている内容と同じです。また、いちょうの家の分館となった後も、いちょうの家で相談業務を継続して行ってもらい、必要に応じて家庭児童課につないでもらえるようお願いしていくつもりです。

会 長：家庭児童課に集約した場合、市役所の開庁時間だけでなく、時間外の対応やメールでの問合せなど、広く相談を受け付けられる体制について検討する必要があります。特に父親は開庁時間内に相談することは難しいと思います。

事務局：ひとり親世帯のニーズについては、年1回実施する児童扶養手当受給者の現況届の提出時にニーズ調査を実施し、把握していきたいと考えています。また、日常的に受けている相談からもニーズを拾い上げて、それらに対応する施策の展開についても検討していきたいと考えています。

いちょうの家でも現状、相談を受け付けており、いちょうの家は入所施設であることから時間の制約はありません。いちょうの家で受けた相談についても、家庭児童課につないでもらっています。

また、メールでの問合せシステムもあるため、できるだけいろいろな形で相談を受け付け、それにお答えをしていきたいと考えています。

会 長：現状、名称と実態が合わなくなっているため、条例としては廃止ということですが、今後、新たな事業が実施され、支援が拡充されることを望みます。

委 員：家庭児童課は虐待対応などで現状でも忙しい状況であると認識しています。そういった中で、相談機能を家庭児童課に集約し、新たな事業にも取り組んでいくとのことですが、職員の体制は大丈夫ですか。

事務局：ひとり親への支援は母子父子支援班で取り組んでいきますが、事業の展開に合わせて職員の配置も人事当局に要望していく予定です。

会 長：それでは、母子・父子福祉センター条例の廃止について、児童福祉専門分科会の審議結果としては、承認するというところでよろしいでしょうか。

委 員：異議なし

会 長：異議なしと認めます。それでは、その旨を報告させていただきます。

議事4 報告2「平成28年度の主要・新規事業について」

事務局から「保育園園舎整備事業」について説明

委 員：乳児だけの新設園について、人員配置はどのように考えていますか。

事務局：岡崎市の職員配置の基準に則り、人員配置を行います。

委 員：岡崎市は最低基準よりも余裕のある保育者の配置基準を定めていますので、その点について滞りのないようお願いしたいです。

事務局から「利用者支援事業」について説明

会 長：資料の「家族みんなで安心子育てプラン」には、メニューがたくさん載っており、自分がどの支援メニューを使ったらよいか迷ってしまいそうですね。

事務局：この資料を相談者にいきなり提示するわけではなく、相談者のニーズを聞いた上でお勧めする支援メニューをご案内するのに使います。

委 員：保育コンシェルジュと呼ばれる職員はどれぐらいいるのですか。

事務局：現在は1名ですが、今年度、専門員の研修受講予定者が15名いるため、今後は、地域子育て支援拠点にも事業を拡大していきたいと考えています。

委 員：利用者支援事業には、医師会にも協力してほしい。感染症への対応など、医療に関する相談支援も必要なケースがあると思います。

事務局：感染症の予防接種などについて、御心配があれば保健所に相談いただければと思います。

会 長：予防接種についての相談は多くあると思います。個別接種が主であるため、特に働いている母親で、子どもが2人以上いると、どの子の接種スケジュールだったか分からなくなってしまい、漏れてしまうケースも現実にはあります。

次の事業がその辺りをカバーする取組になると思います。

事務局から「子育て支援情報発信業務」について説明

委 員：子育てガイドブックについて、保育園幼稚園の一覧には、整理番号をふってほしい。

事務局：今後の情報誌作成の折には、取り入れていきたいと考えています。

会 長：以上、よろしいでしょうか。それではこれで終了します。
皆さん、ありがとうございました。

事務局：根来会長、委員の皆様、ありがとうございました。

本日、御審議いただきました議案については、審議結果を社会福祉審議会会長へ報告させていただきます。

終わりにこども部長より御挨拶申し上げます。

（こども部長挨拶）

以上で児童福祉専門分科会を終了いたします。

（15：10 閉会）